

社債の取引情報の報告・発表に係る「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正等について（案）

平成 26 年 2 月 13 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

本協会では、平成 24 年 7 月 30 日に公表された「社債市場の活性化に関する懇談会」報告書「社債市場の活性化に向けた取組み」において、「社債市場の活性化を図るためには、社債の取引情報を公表することにより社債の価格情報の透明性を高め信頼性を確保することが重要であり、社債の取引情報の報告を求め、公表に向けた取組みを進める。」とされていることを受け、公社債分科会の下に設置された「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」において、社債の取引情報の報告・発表の実施に向けた必要な措置等の検討を行ってきたところである。

今般、社債の取引情報の報告・発表に係る規定を整備するため、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」、同規則に関する細則及び「社債の取引に関する報告要領」の一部改正、並びに「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」の制定を行うこととする。

2. 改正の骨子

（１）「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」及び同規則に関する細則の一部改正について

- ① 会員は、社債の取引を行った場合、本協会が別に定めるものを除き、毎営業日、本協会に報告する。（規則第 11 条の 2 第 1 項、細則第 6 条第 1 項第 4 号）
- ② 取引数量が額面 1,000 万円未満の取引については、報告を省略することができる。（細則第 6 条第 1 項第 2 号）
- ③ 本協会は、会員から報告を受けた社債の取引の情報を、毎営業日、発表する。（規則第 11 条の 3、細則第 7 条第 1 項第 4 号）
- ④ 発表対象の社債は、「当該社債の銘柄格付が AA 格相当以上であること」及び「当該社債の銘柄格付を二以上取得していること、又は、当該社債の発行体が発行体格付を二以上取得していること」の全ての要件を満たすものとする。ただし、本協会が別に定めるところに従い発表停止の措置を講じた社債は、発表対象から除く。（細則第 7 条第 1 項第 1 号）
- ⑤ 発表対象の取引は、取引数量が額面 1 億円以上の取引とする。（細則第 7 条第 1 項第 2 号）
- ⑥ 発表事項は、イ 約定年月日、ロ 銘柄コード、ハ 銘柄名、ニ 償還期日、ホ 表面利率、ヘ

取引数量（額面ベース）、ト 約定単価、チ その他本協会が別に定める事項とする。（細則第7条第1項第3号）

- ⑦ 細則の定めのほか、社債の取引情報の発表に関する事項は、本協会が別に定めるものとする。（細則第7条第2項）
- ⑧ その他、所要の改正を行う。

（２）「社債の取引に関する報告要領」の一部改正について

- ① 報告の目的を、イ 社債の取引情報の発表、ロ 社債の取引状況の分析、ハ 売買参考統計値における報告気配とのチェック、ニ 本協会の業務運営のための必要とされる社債市場の分析・検証とする。（２．報告の目的）
- ② 現行は報告対象となっている社債のうち、「年度毎に財務省が発表する『財投機関債の発行予定』に掲げる機関が当該年度に発行するもの」を報告対象外とする。（３．報告対象）
- ③ 現行の報告事項から、「課税玉・非課税玉の別」を削除し、「報告を行った会員を特定するためのコード」を追加する。（５．報告事項）
- ④ 報告頻度が毎営業日に変更になることに伴い、「保振の決済照合システムを利用して約定照合を行う取引」及び「それ以外の取引（会員による直接報告分）」について、それぞれ、報告の締め時間、報告時限、その他必要な事項を定める。（６．報告時限・報告方法）
- ⑤ 会員による直接報告分について、次の措置を設ける。
 - （イ）取引数量が1,000万円未満の取引は報告を省略することができる。（３．報告対象（４）報告を省略することができる取引）
 - （ロ）取引数量が額面1億円未満の取引については、本協会に届け出ることにより、毎営業日の報告に代えて月次報告とすることができる。（６．報告時限・報告方法（２）上記（１）に掲げる取引以外の取引（会員による直接報告）③）
 - （ハ）報告対象の取引がなかった場合の報告は不要とする。（６．報告時限・報告方法（２）上記（１）に掲げる取引以外の取引（会員による直接報告）⑥）
- ⑥ 本協会は、社債の取引情報の発表の実施後、社債の流動性に与える影響等について定期的に（少なくとも1年に一度）検証を行い、必要に応じて発表対象銘柄等の見直しの検討を行うこととしていることから、当該見直しに合せて、必要に応じて、本報告要領に定める事項の見直しを行うこととする。（７．その他）
- ⑦ その他、所要の改正を行う。

(3)「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」の制定について

- ① 細則第7条第2項に基づき、社債の取引情報の発表に関する事項を取りまとめたガイドラインを制定する。
- ② 発表事項の「その他本協会が別に定める事項」を「売買参考統計値（平均値）」とする。
- ③ 社債の取引情報は、原則として、毎営業日、午前9時を目途に、本協会ホームページ上で発表する。（4．発表方法、5．発表時間）
- ④ 発表対象銘柄の更新は月次で行い、前月15日（15日が休業日の場合は、その前営業日とする。以下「更新判定日」という。）までに発行された社債（当月中に償還される社債を除く。）について、更新判定日時点の情報に基づき発表対象銘柄の更新を行う。当月の発表対象銘柄の一覧は、前月20日（20日が休業日の場合は、その翌営業日）に本協会ホームページ及び協会WANにより発表する。（7．発表対象銘柄の更新）
- ⑤ 発表停止について、次のとおり定める。（8．発表停止の取扱い）
 - (イ) 発表基準を満たす社債であっても、「発表停止基準」に該当する場合又は「申請に基づく発表停止」により発表停止の決定を行った場合には、その翌営業日（新たに発表対象となる社債については翌月第一営業日）から当該社債の取引情報の発表を停止する。
 - (ロ) 「当該社債の連続する2営業日の売買参考統計値の差額」と「参照国債の連続する2営業日の売買参考統計値の差額」の差額が一定以上となった社債を発表停止の対象とする。
 - (ハ) 本協会は、発表停止基準に該当しないものの発表停止が真に必要であると認められる社債について、会員による発表停止の申請に基づく審査を経て、発表停止の決定を行うものとする。
- ⑥ 取引情報の発表を停止した社債について、発表停止日の属する月の翌々月の第一営業日から発表停止を解除し発表を再開する。ただし、「当該社債の発表再開予定月の更新判定日の売買参考統計値と停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値の差額」と「参照国債の発表再開予定月の更新判定日の売買参考統計値と停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値の差額」の差額が一定以上である場合は、発表停止を継続し発表は再開しない。（9．発表停止の解除）
- ⑦ 発表基準のうち、「当該社債の銘柄格付AA格相当以上であること」を満たさなくなった社債は、その翌営業日（新たに発表対象銘柄となる社債については翌月第一営業日）から当該社債の取引情報の発表を中止する。（10．発表中止の取扱い）
- ⑧ 本協会は、社債の取引情報の発表の実施後、社債の流動性に与える影響等について定期的に（少なくとも1年に一度）検証を行い、必要に応じて発表対象銘柄、発表事項、発表方法及び発表時間等について見直しの検討を行うこととする。（9．流動性に与える影響等の検証）

- ⑨ その他、社債の取引情報の発表について必要な事項を定める。

3. 施行の時期

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」及び同規則に関する細則の改正は、本協会が別に定める日から施行する^(注)。

「社債の取引に関する報告要領」の改正及び「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」の制定は、規則の改正の施行日から施行する。

(注) 施行の時期は、平成 27 年秋以降遅くとも平成 28 年初を目途とし、社債の取引情報を報告する会員及び市場関係者におけるシステム対応及び事務対応の準備期間を勘案して決定する。

なお、平成 25 年 12 月 17 日付の「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」及び同規則に関する細則の改正（社債等の売買参考統計値の見直しに係る改正）についても、本改正と同時に施行することを予定している。

以 上

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：

平成 26 年 2 月 13 日(木)から平成 26 年 2 月 28 日(金)17:00 まで(必着)

② 提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「社債の取引情報の報告・発表に係る『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』の一部改正等に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を御提出ください。

① 氏名又は名称

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 公社債・金融商品部 （TEL 03-3667-8456）

以 上

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正について（案）

平成 26 年 2 月 13 日
（ 下 線 部 分 変 更 ）

改 正 案	現 行
（指定報告協会員による気配の報告方法等） 第 7 条 指定報告協会員は、選定銘柄のうち第 5 条第 1 項に基づき本協会に届出を行った銘柄について、当日の午後 3 時 00 分現在における額面 5 億円程度の売買の参考となる気配を、次の各号に掲げる区分に応じ、原則として当該各号に定める時刻までに、本協会に報告する。 1 社債、特定社債及び円貨建外債（売買参考統計値の報告及び発表に係る区分につき、本協会が社債、特定社債又は円貨建外債として指定するものをいう。<u>次号において同じ。</u>）以外のもの 当日の午後 4 時 30 分 2 社債、特定社債及び円貨建外債 当日の午後 5 時 45 分 2・3 （ 現行どおり ） （社債の取引の報告） 第 11 条の 2 会員は、社債の取引を行った場合は、細則に定めるところにより、<u>毎営業日</u>、本協会に報告するものとする。 2・3 （ 現行どおり ） （社債の取引情報の発表） 第 11 条の 3 <u>本協会は、前条の規定により会員から報告を受けた社債の取引の情報を細則の定めるところにより、毎営業日、発表する。</u> 付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	（指定報告協会員による気配の報告方法等） 第 7 条 指定報告協会員は、選定銘柄のうち第 5 条第 1 項に基づき本協会に届出を行った銘柄について、当日の午後 3 時 00 分現在における額面 5 億円程度の売買の参考となる気配を、次の各号に掲げる区分に応じ、原則として当該各号に定める時刻までに、本協会に報告する。 1 社債、特定社債及び円貨建外債（売買参考統計値の報告及び発表に係る区分につき、本協会が社債、特定社債又は円貨建外債として指定するものをいう。<u>以下同じ。</u>）以外のもの 当日の午後 4 時 30 分 2 社債、特定社債及び円貨建外債 当日の午後 5 時 45 分 2・3 （ 省 略 ） （社債の取引の報告） 第 11 条の 2 会員は、社債の取引を行った場合は、細則に定めるところにより、本協会に報告するものとする。 2・3 （ 省 略 ） （ 新 設 ）

以 上

「『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」の

一部改正について（案）

平成 26 年 2 月 13 日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
（社債の取引の報告） 第 6 条 規則第 11 条の 2 第 1 項の規定による社債の取引の報告は、次の各号に定めるところによる。 1 報告対象の社債 報告対象の社債は、<u>金融商品取引法第 2 条第 1 項第 5 号に規定する社債券（同条第 2 項の規定により有価証券とみなされる権利（同項各号に掲げる権利を除く。）を含み、社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、新株予約権付社債及びその他本協会が別に定めるものを除く。）であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</u> イ 募集又は売出しが行われたものであること ロ 国内で発行されたものであって、払込元本、利金及び償還元本の全てが円貨であること 2 報告対象の取引 報告対象の取引は、<u>売買取引（現先取引を除く。）とする。ただし、取引数量が額面 1,000 万円未満の売買取引については、本協会が別に定めるところにより、報告を省略することができるものとする。</u> 3 報告事項 報告事項は、次に掲げるものとする。 イ <u>I S I Nコード（証券コード協議会が付番する国際証券コード）</u> ロ <u>約定年月日</u> ハ <u>決済年月日</u> ニ <u>約定単価</u> ホ <u>取引数量（額面金額ベース）</u> ヘ <u>その他本協会が別に定める事項</u> 4 報告の頻度 報告の頻度は、<u>毎営業日とする。ただし、本協会が別に定めるものについては、この</u>	（社債の取引の報告） 第 6 条 規則第 11 条の 2 第 1 項の規定による社債の取引の報告は、次の各号に定めるところによる。 1 報告対象の社債 金融商品取引法第 2 条第 1 項第 5 号に規定する社債券（同条第 2 項の規定により有価証券とみなされる権利（同項各号に掲げる権利を除く。）を含み、社債、株式等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債<u>及び新株予約権付社債</u>を除く。）であって、次に掲げる全ての要件を満たすもの イ 募集又は売出しが行われたものであること ロ 国内で発行されたものであって、払込元本、利金及び償還元本の全てが円貨であること 2 報告対象の取引 売買取引（現先取引を除く。） （ 新 設 ） （ 新 設 ）

改 正 案	現 行
<u>限りでない。</u> 2 (現行どおり) (社債の取引情報の発表) 第 7 条 <u>規則第 11 条の 3 の規定による社債の取引情報の発表は、次の各号に定めるところによる。</u> 1 <u>発表対象の社債</u> <u>発表対象の社債は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。ただし、本協会が別に定めるところに従い発表停止の措置を講じた社債を除く。</u> イ <u>当該社債の銘柄格付が A A 格相当以上であること</u> ロ <u>当該社債の銘柄格付を二以上取得していること、又は、当該社債の発行体が発行体格付を二以上取得していること</u> 2 <u>発表対象の取引</u> <u>発表対象の取引は、取引数量が額面 1 億円以上の取引とする。</u> 3 <u>発表事項</u> <u>発表事項は、次に掲げるものとする。</u> イ <u>約定年月日</u> ロ <u>銘柄コード</u> ハ <u>銘柄名</u> ニ <u>償還期日</u> ホ <u>表面利率</u> ヘ <u>取引数量 (額面金額ベース)</u> ト <u>約定単価</u> チ <u>その他本協会が別に定める事項</u> 4 <u>発表の頻度</u> <u>発表の頻度は、毎営業日とする。</u> 2 <u>前項の定めのほか、規則第 11 条の 3 の規定による社債の取引情報の発表に関する事項は、本協会が別に定めるものとする。</u> (短期間及び相当の利益) 第 8 条 (現行どおり)	2 (省 略) (新 設) (短期間及び相当の利益) 第 7 条 (省 略)

改 正 案	現 行
付 則 この改正は、本協会が別に定める日から施行する。	

以 上

「社債の取引に関する報告要領」の一部改正について（案）

平成 26 年 2 月 13 日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行
1. 本報告要領の位置づけ 本報告要領は、『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則（以下「細則」という。）第 6 条第 2 項に基づき、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（以下「規則」という。）第 11 条の 2 第 1 項の規定による社債の取引の報告に関する事項を取りまとめたものである。 2. 報告の目的 本協会は、規則第 11 条の 2 に基づき会員から報告を受けた社債の取引の情報を次に定める目的のために利用する。 <u>なお、本協会が社債の取引の情報を利用するにあたっては、個別取引の秘匿性の面から問題が生じないように留意する。</u> （1）社債の取引情報の発表 <u>規則第 11 条の 3 の規定に基づき、会員から報告を受けた社債の取引のうち細則第 7 条第 1 号及び第 2 号に定める要件を満たす取引について取引情報の発表を行う。</u> （2）社債の取引状況の分析 <u>社債の取引情報の発表が社債の流動性等の社債市場に与える影響等に関し検証等を行うため、報告を受けた社債の取引の状況について分析を行う。</u> （3）売買参考統計値における報告気配値とのチェック <u>「売買参考統計値に関する取扱いについて」の規定に基づき、報告を受けた取引の取引価格から一定基準を超えて乖離している報告気配値がある銘柄について、日々の報告</u>	1. 本報告要領の位置づけ 本報告要領は、『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則第 6 条第 2 項に基づき、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（以下「規則」という。）第 11 条の 2 第 1 項の規定による社債の取引の報告に関する事項を取りまとめたものである。 <u>なお、本報告要領は、「2. 報告の目的」のために会員が行う報告（暫定対応における報告）を対象とするものである。</u> 2. 報告の目的 （ 新 設 ） （ 新 設 ） （1）社債の取引状況の分析 <u>社債の取引情報の公表の実施に向けて、取引情報の公表が社債の流動性等の社債市場に与える影響等について検証を行い、公表対象銘柄、公表方法及び公表日等を定めるため、報告された情報に基づき社債の取引状況の分析を行う。</u> <u>なお、社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキングにおける検証・分析においては、取引当事者の秘匿性の面から問題が生じないように留意する。</u> （2）公社債店頭売買参考統計値の信頼性の向上への活用 ① <u>本協会では、平成 23 年 4 月より、指定報告協会員から報告があった気配値について、市場実勢に合った見直しが行われていないなどの状況が認められる場合、「管理レポー</u>

改 正 案	現 行
<u>気配値のチェック及び指定報告協会の報告態勢のチェックを行う。</u> (4) 本協会の業務運営のため必要とされる社債市場の分析・検証 <u>本協会の業務（定款第7条に定める業務をいう。）の運営のために必要とされる社債市場の検証等を行うため、報告を受けた社債の取引の状況について分析を行う。</u> 3. 報告対象 (1) 報告対象の社債 金融商品取引法第2条第1項第5号に規定する社債券（同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（同項各号に掲げる権利を除く。）を含む。）であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。 イ 募集又は売出しが行われたものであること ロ 国内で発行されたものであって、払込元本、利金及び償還元本の全てが円貨であること (2) 報告対象から除外する社債 <u>金融商品取引法第2条第1項第5号に規定する社債券であって、(1)の要件を満たすもののうち、次に掲げるものは報告対象から除外する。</u> イ <u>社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債</u> ロ <u>保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債</u> ハ <u>新株予約権付社債</u> ニ <u>年度毎に財務省が発表する「財投機関債の発行予定」に掲げる機関が当該年度に発</u>	<u>ト」を作成し、当該指定報告協会に対してフィードバックを行う等の措置を講じている。市場実勢にあった見直しが行われているかを本協会が判断する際の参考資料の一つとして、報告された情報を参照する。</u> <u>なお、分析結果の指定報告協会に対するフィードバックにおいては、取引当事者の秘匿性の面から問題が生じないように留意する。</u> ② <u>その他、公社債店頭売買参考統計値の信頼性の向上に活用する。</u> （ 新 設 ） 3. 報告対象 (1) 報告対象の社債 金融商品取引法第2条第1項第5号に規定する社債券（同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（同項各号に掲げる権利を除く。）を含む、<u>社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債及び新株予約権付社債を除く。</u>）であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。 イ 募集又は売出しが行われたものであること ロ 国内で発行されたものであって、払込元本、利金及び償還元本の全てが円貨であること （ 新 設 ）

改 正 案	現 行
<u>行するもの</u> <u>(注) 例えば、(株)日本政策投資銀行及び新</u> <u>関西国際空港(株)が発行する社債券、並び</u> <u>に、首都高速道路(株)、東日本高速道路(株)、</u> <u>中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)及</u> <u>び阪神高速道路(株)が平成 21 年度以前に</u> <u>発行した社債券などがあり、これらは売</u> <u>買参考統計値においても「財投機関債」</u> <u>として分類されている。</u> <u>なお、上記の高速道路債については、</u> <u>平成 22 年度以降に発行されたものは報</u> <u>告対象内である。</u> <u>(注) (1) 及び (2) により、次に掲げるも</u> <u>のは、報告対象外となる。</u> ・ <u>金融商品取引法第 2 条第 1 項第 5 号に規</u> <u>定する社債券ではないもの(国債、地方債、</u> <u>特別の法律により法人の発行する債券(政</u> <u>府保証債、財投機関債、金融債等)、資産</u> <u>流動化法に規定する特定社債券、投信法に</u> <u>規定する投資法人債券、特定目的信託の社</u> <u>債的受益権等)</u> ・ <u>上記 (2) イからニに該当するもの</u> ・ 外国政府、外国政府関連機関、外国法人 等が発行した債券(サムライ債等) ・ 非公募債 ・ 海外で発行された社債 ・ 外貨建ての社債 (3) 報告対象の取引 <u>売買取引(現先取引を除く。)とする。</u> <u>ただし、日本銀行の社債買入は報告対象の</u> <u>取引には含まない。</u> (4) 報告を省略することができる取引 <u>取引数量が額面 1,000 万円未満の取引に</u> <u>ついては、報告を省略することができる。</u> <u>なお、報告を行うことも妨げない。</u> <u>(注)「6. 報告時限・報告方法」、「(1) 保振</u> <u>の決済照合システムを利用して約定照合</u> <u>を行う取引」については、取引数量が額面</u> <u>1,000 万円未満の取引の情報も(株)証券保管</u> <u>振替機構(以下「保振」という。)から受</u> <u>領する。</u> 4. 報告義務者 上記 3 に規定する報告対象の社債の取引を 行った会員とする。 ただし、<u>保振</u>の決済照合システムを利用して 約定照合を行う取引については、会員は決済照	<u>したがって、次に掲げるものは、報告対象</u> <u>とはしない。</u> ・ <u>社債ではないもの(国債、地方債、特別</u> <u>の法律により法人の発行する債券(政府保</u> <u>証債、財投機関債、金融債等)、資産流動</u> <u>化法に規定する特定社債券、投信法に規定</u> <u>する投資法人債券、特定目的信託の社債的</u> <u>受益権)</u> ・ 外国政府、外国政府関連機関、外国法人 等が発行した債券(サムライ債等) ・ <u>短期社債</u> ・ <u>新株予約権付社債</u> ・ 非公募債 ・ 海外で発行された社債 ・ 外貨建ての社債 (2) 報告対象の取引 <u>売買取引(現先取引を除く。)とする。</u> <u>(注) 日本銀行の社債買入は報告対象には</u> <u>含まない。</u> (新 設) 4. 報告義務者 上記 3 に規定する報告対象の社債の取引を 行った会員とする。 ただし、<u>(株)証券保管振替機構</u>の決済照合シス テムを利用して約定照合を行う取引について

改 正 案	現 行
合システムに約定照合のための情報を送信することにより、規則第 11 条の 2 第 1 項の報告を行ったものとみなされる。このため、決済照合システムを利用して約定照合を行う取引については、実際には、会員が本協会に報告を行うことはなく、本協会は、<u>保振</u>から社債の取引の情報を受領することとする。	は、会員は決済照合システムに約定照合のための情報を送信することにより、規則第 11 条の 2 第 1 項の報告を行ったものとみなされる。このため、決済照合システムを利用して約定照合を行う取引については、実際には、会員が本協会に報告を行うことはなく、本協会は、<u>(株)証券保管振替機構</u>から社債の取引の情報を受領することとする。
5. 報告事項 会員が本協会に報告を行う社債の取引の情報は、次に掲げる事項とする。 イ <u>I S I Nコード</u> 証券コード協議会が付番する国際証券コードをいう。 ロ 約定年月日 ハ 決済年月日 ニ 約定単価 額面 100 円当たりの約定価格とし、利含みの価格で約定した場合は当該利含み単価とする。 ホ 取引数量（額面金額ベース） （ 削 る ） ヘ <u>報告を行った会員を特定するためのコード</u> <u>決済照合システムを利用して約定照合を行う取引については、決済照合システムで利用されている B I Cコード又は証券会社等標準コードとし、会員による直接報告については証券会社等標準コードとする。</u>	5. 報告事項 会員が本協会に報告を行う社債の取引情報は、次に掲げる事項とする。 ① <u>I S I N銘柄コード（証券コード協議会が付番する国際証券コードをいう。）</u> ② 約定年月日 ③ 決済年月日 ④ 約定単価 ⑤ 取引数量（額面金額ベース） ⑥ <u>課税玉・非課税玉の別</u> （ 新 設 ）
6. 報告時限・報告方法 (1) <u>保振の決済照合システムを利用して約定照合を行う取引</u> ① 会員が約定照合のための情報（決済照合システムにおける売買報告データをいう。<u>以下「売買報告データ」という。</u>）を<u>保振の決済照合システムに送信したことをもって、規則第 11 条の 2 第 1 項の報告をしたものとみなす。</u> ② <u>本協会は、保振の決済照合システムに前営業日午後 4 時 45 分から当日午後 4 時 45 分までに送信された売買報告データのう</u>	6. 報告開始時期・報告方法 (1) <u>(株)証券保管振替機構の決済照合システムを利用して約定照合を行う取引</u> <u>平成 25 年 1 月 1 日の約定分から開始する。</u> 会員が約定照合のための情報（決済照合システムにおける売買報告データ）を<u>(株)証券保管振替機構の決済照合システムに送信したことをもって、規則第 11 条の 2 第 1 項の報告をしたものとみなし、会員が決済照合システムに送信した情報は、月次で、(株)証券保管振替機構から本協会が受領する。</u> （ 新 設 ）

改 正 案	現 行
<u>ち、上記 5 に定める情報を当日午後 5 時 15 分までに保振から受領する。</u> <u>(注 1) 当日午後 4 時 45 分の取引は当日報告分を含む。</u> <u>(注 2) 会員が売買報告データを送信した後、当日午後 4 時 45 分までに当該売買報告データを取り消すデータを保振の決済照合システムに送信した場合は、本協会への報告も取り消したものとみなされ、本協会は当該売買報告データをほふりから受領しない。一方、会員が売買報告データの送信後、当日午後 4 時 45 分より後に当該売買報告データを取り消すデータを保振の決済照合システムに送信した場合は、本協会への報告は取り消したものとみなされず、本協会は当該売買報告データを受領する。</u> <u>また、取消し後に再度同一取引に係る売買報告データを保振の決済照合システムに送信した場合は、本協会へ報告したものとみなされ、本協会は当該売買報告データを保振から受領する。</u> ③ <u>会員間の取引については売り方の会員の取引の情報を保振から受領するものとする。</u> ④ <u>保振から受け付ける取引情報には報告対象外の取引情報が含まれるが、これら報告対象外の取引情報については、本協会が受付後、速やかに削除し、本協会において一切の利用を行わないものとする。</u> ⑤ <u>上記①から④のほか、保振からの取引情報の受領等に関する事項については、本協会と保振が協議して定める。</u> (2) 上記 (1) に掲げる取引以外の取引 (会員による直接報告) ① <u>上記 (1) に掲げる取引以外の取引に関し、会員は、前営業日午後 3 時から当日午後 3 時までにシステムにおいて処理 (又は承認) されたものについて、毎営業日、当日午後 5 時 15 分までに本協会に報告する。</u> <u>この場合、当日午後 3 時より後に取引の</u>	(新 設) (新 設) (新 設) (2) 上記 (1) に掲げる取引以外の取引 (会員による直接報告) <u>平成 25 年 4 月 1 日の約定分から開始する。</u> <u>会員は、1 か月間に約定した取引について、当該月の翌月 20 日 (20 日が休日の場合は翌営業日) までに本協会に報告する。</u> <u>ただし、暫定報告開始までに本協会に届け出た場合には、3 か月毎に報告することができ</u> <u>る。その場合においては、報告期間の最終月の</u>

改 正 案	現 行
<u>取消又は取引内容の変更が判明しても報告の再提出は要しないものとする。</u> <u>(注) 当日午後 3 時 00 分の取引は当日報告分に含む。</u> <u>(注)「システムにおいて処理(又は承認)された取引」の「システム」については各社において適当と判断するシステムによることができる。ただし、報告の恣意性を排除する観点から、当該システムについては一貫性のある取扱いを行うものとする。</u> ② システム障害等のやむを得ない事由により、①に定める報告時限までに報告ができない場合には、報告時限までに本協会に連絡するものとする。 ③ 取引数量が額面 1 億円未満の取引については、本協会が別に定める様式により本協会に届け出ることにより、毎営業日の報告に代えて、1 か月間に約定した取引について、当該月の翌月 20 日 (20 日が休業日の場合は翌営業日) までに本協会に報告することができるものとする。 ④ 会員間の取引については売り方の会員のみが報告するものとする。 ⑤ 報告に際しては、本協会が別に定める入力要領に基づき作成したファイルを、協会 WAN の双方向機能により提出する。 ⑥ 報告対象期間中に報告対象の取引がなかった場合、報告は不要とする。	<u>翌月 20 日 (20 日が休業日の場合は翌営業日) までに本協会に報告する。</u> (新 設) (新 設) (新 設) 報告に際しては、別紙の入力要領にもとづき作成したファイルを、協会 WAN の双方向機能により提出する。 (新 設)
7. その他 <u>本協会は、社債の取引情報の発表の実施後、社債の流動性に与える影響等について定期的に (少なくとも 1 年に一度) 検証を行い、必要に応じて発表対象銘柄、発表事項、発表方法及び発表時間等について見直しの検討を行うこととしていることから、当該発表対象銘柄等の見直しに合せて、必要に応じて、本報告要領に定める事項の見直しを行うこととする。</u> 付 則 この改正は、平成 26 年〇月〇日付「公社債	7. その他 <u>社債の取引情報の公表開始後の報告要領については、「社債の価格情報インフラ整備等のワーキング・グループ」における検討の結果等を踏まえ、改めて定めるものとする。</u>

改 正 案	現 行
の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」第 11 条の 2 の改正の施行日から施行する。	

以 上

報 告 方 法 等 の ま と め

1. 保振の決済照合システムを利用して約定照合を行う取引

	報告対象の全取引
報告方法	毎営業日、報告（会員が保振の決済照合システムに送信したことをもって報告したものとみなされるので、会員から協会への直接報告は不要）

2. 上記以外の取引（会員による直接報告）

	取引額面 1 億円以上	取引額面 1 億円未満	取引額面 1,000 万円未満
原則 (毎営業日報告)	毎営業日、報告		
例外① (月次報告)	例外①の適用なし (毎営業日、報告)	協会への届出により、月次の報告可能	
例外② (報告の省略)	例外②の適用なし (報告の省略不可)		報告の省略可能

以 上

社債の取引情報の発表に関する取扱いについて（案）

平成 26 年 月 日制定
日 本 証 券 業 協 会

1. 目的

この取扱いは、『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」第 7 条第 2 項に基づき、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」（以下「規則」という。）第 11 条の 3 の規定による社債の取引情報の発表に関する事項を取りまとめたものである。

2. 発表対象の社債及び取引

発表対象の社債及び取引は、規則第 11 条の 2 に基づき会員から報告を受けた社債の取引のうち、次に定めるものとする。

（1）発表対象の社債

発表対象の社債は、次に掲げる全ての要件（以下「発表基準」という。）を満たすものとする。ただし、「8. 発表停止の取扱い」に基づき発表停止の措置を講じた社債を除く。

- ① 当該社債の銘柄格付が A A 格相当以上であること
- ② 当該社債の銘柄格付を二以上取得していること、又は、当該社債の発行体が発行体格付を二以上取得していること

（注 1）「A A 格相当以上」とは、信用格付業者（金融商品取引法第 2 条第 36 項に定義する信用格付業者をいう。以下同じ。）の一以上から A A 格相当以上の格付（非依頼格付（格付関係者の依頼によらず信用格付けの付与を行うものをいう。以下同じ。）を除く。）を取得していることをいう。

（注 2）「銘柄格付」及び「発行体格付」とは、いずれも信用格付業者から取得した格付（非依頼格付を除く。）をいう。

（2）発表対象の取引

発表対象の取引は、取引数量が額面 1 億円以上の取引とする。

3. 発表事項

社債の取引情報の発表事項は、次に掲げるものとする。

- ① 約定年月日
- ② 銘柄コード 証券コード協議会が付番する 8 桁の銘柄コードの冒頭に「0」を加えた 9 桁のコードとする。
- ③ 銘柄名
- ④ 償還期日
- ⑤ 利率

⑥取引数量 「5億円以上」又は「5億円未満」の別とする。
(額面金額ベース)

⑦約定単価 額面 100 円あたりの約定価格とする。

⑧ 売 買 参 考 統 計 値 当該社債について規則第 3 条第 1 項に規定する売買参考統計
(平均値) 値が発表されている場合、社債の取引の約定年月日と同日(約定年月日が休業日の場合はその翌営業日)の売買参考統計値
(売買参考統計値の発表日付は約定日の翌営業日の日付)の
平均値を参考情報として発表する。

4. 発表方法等

社債の取引情報は、本協会ホームページにより発表する。データ形式は C S V、E X C E L、P D F の 3 種類とする。(別紙 1 参照)

5. 発表時間

本協会は、原則として、毎営業日、午前 9 時を目途に社債の取引情報を発表する。

6. 当日分として発表する取引

規則第 11 条の 2 の規定に基づき当日の前営業日に会員から報告を受けた又は㈱証券保管振替機構から受領した取引を、当日分として発表する。(別紙 2 参照)

7. 発表対象銘柄の更新

発表対象銘柄の更新は月次で行い、当月の発表対象銘柄の一覧を、前月 20 日(20 日が休業日の場合は、その翌営業日。以下同じ。)に本協会ホームページ及び協会 W A N により発表する。

(注 1) 前月 15 日(15 日が休業日の場合は、その前営業日とする。以下「更新判定日」という。)までに発行された社債について、更新判定日時点の情報に基づき発表対象銘柄の更新を行う。

(注 2) 当月中に償還される社債は、当月の発表対象銘柄から除外する。

(注 3) 前月 20 日に発表した発表対象銘柄の取引情報は、当月第一営業日から発表する。

8. 発表停止の取扱い

(1) 発表停止措置

発表基準を満たす社債であっても、「(2) 発表停止基準」に該当する場合又は「(3) 申請に基づく発表停止」により発表停止の決定を行った場合には、当該社債の取引情報の発表を停止する。

(2) 発表停止基準

「当該社債の連続する 2 営業日の売買参考統計値の差額」と「参照国債の当該 2 営業

日の売買参考統計値の差額」の差額が一定以上となった社債を発表停止の対象とする。

(注1)「売買参考統計値」は複利利回りの平均値とする。以下同じ。

(注2)「参照国債」とは、発表停止基準又は発表停止の解除基準の算定に際し、当該社債が参照する国債をいい、原則として、当該社債に最も償還日が近い国債（ただし、当該社債より償還日が遅いものに限る。）とする。以下同じ。

(注3)「一定以上」の数値は本協会が別に定めることとし、マーケットの状況に鑑み、必要に応じて、見直しの検討を行うものとする。「9. 発表停止の解除」の「一定以上」の数値において同じ。

【発表停止基準の算定式】

$$(A - B) - (a - b) \geq X$$

A：当該社債の当日の売買参考統計値

B：当該社債の前営業日の売買参考統計値

a：参照国債の当日の売買参考統計値

b：参照国債の前営業日の売買参考統計値

X：一定の数値

(3) 申請に基づく発表停止

本協会は、発表停止基準に該当しないものの発表停止が真に必要であると認められる社債について、会員による発表停止の申請に基づく審査を経て、発表停止の決定を行うものとする。

発表停止の申請及び決定等の手続きは、次のとおりとする。

- ① 会員は、個別の社債につき、発表停止が真に必要であると考え理由及びその根拠となる資料を提出して、本協会に発表停止を申請する。
- ② 本協会は、会員から提出された資料等に基づき発表停止が真に必要であるか否かについて審査し、発表停止が真に必要であると認めた場合には発表停止の決定を行う。
- ③ 申請に基づく発表停止の決定を行った場合には、発表停止の決定を行った旨及び当該決定の理由等について、本協会ホームページ及び協会WANにより発表する。
- ④ 本協会の審査に基づく決定及びその理由については、発表停止の認否にかかわらず公社債分科会に事後報告する。

(注) 本協会は、申請に基づく発表停止の審査事項の例示等について取りまとめた資料を作成し、本協会ホームページ及び協会WANにより発表する。

(4) 発表停止の時期及び発表方法

① 取引情報を発表中の社債

「(2) 発表停止基準」に該当した社債については、発表停止基準に該当した日（以下「停止基準該当日」という。）の翌営業日から当該社債の取引情報の発表を停止する。

「(3) 申請に基づく発表停止」により発表停止の決定を行った社債については、発表停止の決定を行った日の翌営業日から当該社債の取引情報の発表を停止する。

② 新たに発表対象銘柄となる社債

新たに発表対象銘柄となる社債（更新判定日において新たに発表基準を満たした社債）の場合、当該更新判定日以降、「(2) 発表停止基準」に該当した社債又は「(3) 申請に基づく発表停止」により発表停止の決定を行った社債について、翌月第一営業日からの取引情報の発表を停止する。

③ 発表停止の発表方法

発表停止については、本協会ホームページ及び協会WANにより発表する。

9. 発表停止の解除

「8. 発表停止の取扱い」により取引情報の発表を停止した社債について、発表停止日の属する月の翌々月の第一営業日から、発表停止を解除し発表を再開する。

ただし、「当該社債の発表再開予定月の更新判定日の売買参考統計値と停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値の差額」と「参照国債の発表再開予定月の更新判定日の売買参考統計値と停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値の差額」の差額が一定以上である場合は、発表停止を継続し発表は再開しない。

(注1) 発表再開予定月の更新判定日時点においては発表停止の解除基準を満たしたものの、更新判定日以降に、再び発表停止基準に該当した社債については、発表再開予定月の発表停止銘柄に該当するため、発表再開予定月の第一営業日以降も引き続き取引情報の発表を停止する。

(注2) 発表停止を継続した場合（注1により発表を停止する場合を含む。）、発表再開予定月を当初発表再開予定月の翌月に繰り越し、繰り越し後の発表再開予定月の更新判定日に発表停止の解除について判定する。

【発表停止の解除の算定式】

$$(C - B) - (c - b) \geq Y$$

B：当該社債の停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値

C：当該社債の発表再開予定月の更新判定日の売買参考統計値

b：参照国債の停止基準該当日の前営業日の売買参考統計値

c：参照国債の発表再開予定月の更新判定日の売買参考統計値

Y：一定の数値

10. 発表中止の取扱い

(1) 発表中止基準

発表基準のうち、「当該社債の銘柄格付がAA格相当以上であること」を満たさなくなった社債は、取引情報の発表を中止する。

(注1) 取引情報の発表を中止した社債は、次回以降の更新判定日において、再度、発表基準を満たしている場合に限り発表対象銘柄となる（発表中止については、解除の制度はない。）。

(注2) 発表基準のうち「当該社債の銘柄格付を二以上取得していること、又は、当該社債の発行体が発行体格付を二以上取得していること」を満たさなくなった場合は、発表中止は行わない。

(2) 発表中止の時期及び発表方法

① 取引情報を発表中の社債

発表中止基準に該当したことを午後6時30分までに本協会が確認した社債について、当該確認日の翌営業日から当該社債の取引情報の発表を中止する。

(注) 午後6時30分より後に発表中止基準に該当したことを確認した社債については、当該確認日の翌々営業日から発表を中止する。

② 新たに発表対象銘柄となる社債

新たに発表対象銘柄となる社債（更新判定日において新たに発表基準を満たした社債）の場合、当該更新判定日以降、発表中止基準に該当したことを本協会が確認した社債について、翌月第一営業日からの取引情報の発表を中止する。

③ 発表中止の発表方法

発表中止については、本協会ホームページ及び協会WANにより発表する。

11. 流動性に与える影響等の検証

本協会は、社債の取引情報の発表の実施後、社債の流動性に与える影響等について定期的に（少なくとも1年に一度）検証を行い、必要に応じて発表対象銘柄、発表事項、発表方法及び発表時間等について見直しの検討を行うこととする。

以 上

付 則

この「社債の取引情報の発表に関する取扱い」は、平成26年〇月〇日付「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」第11条の3の改正の施行日から施行する。

【別紙 1】

社債の取引情報の発表形式（イメージ）

○20XX 年 10 月 3 日発表分

約定年月日：20XX 年 10 月 1 日

銘柄 コード	銘柄名	償還期日	利率	取引数量 (額面金 額ベース)	約定単価 (円)	【参考】 売買参考統計値 (平均値) *
987654321	A 社 第○回債	20XX 年 XX 月 XX 日	1. XXX%	5 億円以上	99.65	99.63
				5 億円未満	99.75	

* 売買参考統計値（平均値）は、本協会が指定する協会員から、当日の午後 3 時現在における額面 5 億円程度の売買の参考となる気配として報告を受けた気配値（売り気配と買い気配の仲値）の平均値である。

約定年月日：20XX 年 10 月 2 日

銘柄 コード	銘柄名	償還期日	利率	取引数量 (額面金 額ベース)	約定単価 (円)	【参考】 売買参考統計値 (平均値) *
123456789	B 社 第○回債	20XX 年 XX 月 XX 日	2. XXX%	5 億円以上	99.33	99.40
					99.28	
				5 億円未満	99.48	
					99.48	

* 売買参考統計値（平均値）は、本協会が指定する協会員から、当日の午後 3 時現在における額面 5 億円程度の売買の参考となる気配として報告を受けた気配値（売り気配と買い気配の仲値）の平均値である。

（注 1）同一銘柄の取引については、約定単価の高いものから上に表示する。

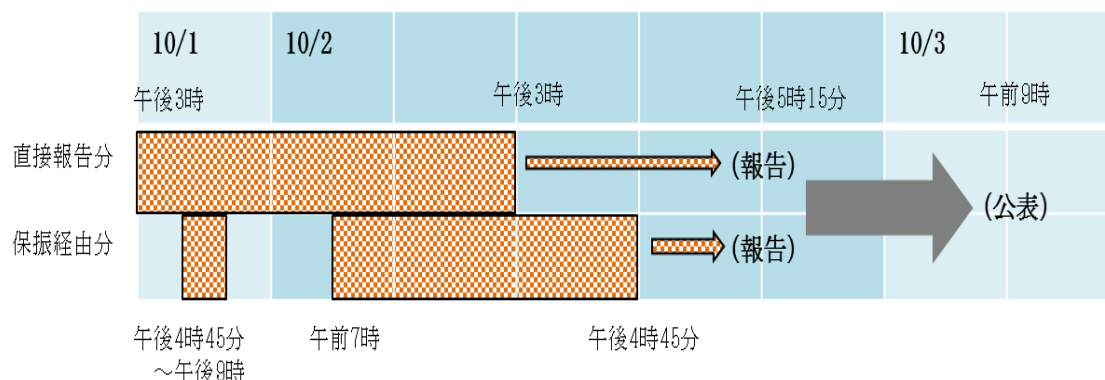
（注 2）同一価格で複数の取引がある場合、行数を分けて表示する。

（注 3）例えば、約定日 20XX 年 10 月 2 日における売買参考統計値は 20XX 年 10 月 2 日の値（売買参考統計値の発表日付は 20XX 年 10 月 3 日）を表示する。

【別紙 2】

当日分として発表する取引（具体例）

○20XX 年 10 月 3 日発表分



- ① 本協会は、10月2日の午後5時15分までに、会員から当日の社債の取引の情報の報告を受ける^(注1)。また、(株)証券保管振替機構から当日の社債の取引の情報を受領する^(注2)。

(注1) 当日の社債の取引とは、10月1日の午後3時から10月2日の午後3時までにシステムにおいて処理（又は承認）された取引をいう。以下、会員から報告を受ける情報を「直接報告分」という。

(注2) 当日の社債の取引とは、10月1日の午後4時45分から10月2日の午後4時45分までに、会員が約定照合のための情報（決済照合システムにおける売買報告データ）を(株)証券保管振替機構の決済照合システムに送信した取引をいう。以下、(株)証券保管振替機構から受領する情報を「保振経由分」という。なお、上図は、決済照合システムの稼働時間を考慮した時間となっている。

- ② 10月2日の午後5時15分までに報告のあった取引（直接報告分及び保振経由分）の情報を10月3日の午前9時に発表する。
- ③ 10月2日に約定した取引のうち、当日報告分以外（直接報告分は10月2日午後3時以降にシステムにおいて処理（又は承認）された取引、保振経由分は10月2日午後4時45分から午後9時までに決済照合システムに送信された取引）は、10月3日の報告分となり、10月4日の午前9時に発表する。

以 上